経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(抄) <統計調査の民間開放関連部分>

(平成18年7月7日閣議決定)

第3章 財政健全化への取組

2.「簡素で効率的な政府」への取組

(「公共サービス改革法」に基づく市場化テストの早期本格的導入)

・ 統計調査の市場化テストのための法的措置を次期通常国会において講ずる 等、国・地方ともに競争の導入による公共サービスの改革を推進する。

(統計制度改革)

・ 統計整備の「司令塔」機能の中核を成す組織を内閣府に置くこととし、同 組織は、基本計画の調査審議や内閣総理大臣等への建議等を行う統計委員会 (仮称)として設置する方向で検討する。統計法制度を抜本的に改革するた めの法律案を次期通常国会に提出するとともに、「基本方針2005」に基づく 統計整備を進める。あわせて、統計の構造改革の推進や市場化テストの導 入・民間開放等により、既存の統計部門のスリム化を推進する。